

可茂消防事務組合告示第15号

可茂消防事務組合火災予防条例（昭和45年可茂消防事務組合条例第18号）第29条第5号の規定に基づき、山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認める区域を次のとおり指定し、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月17日

可茂消防事務組合

消防長 丹羽 智博



火災が発生するおそれが大であると認める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定により岐阜県知事が作成する木曽川地域森林計画のうち可児市及び可児郡御嵩町、飛騨川地域森林計画のうち美濃加茂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町及び加茂郡東白川村に属する森林区域並びに同法第7条の2の規定により中部森林管理局長が作成する飛騨川森林計画のうち加茂郡七宗町及び加茂郡東白川村に属する国有林の区域
- (2) 可茂消防事務組合管内の原野等の区域。この場合において、原野等とは、牧野法（昭和25年法律第194号）第2条に定める牧野のほか、耕作の方法によらないで雑草及びかん木類の育成する土地をいう。